

日本語教育機関教育活動評価  
「告示基準」適合状況点検表

日本語教育機関名：

- 設置者及び設置代表者は、平成29年8月1日付け官報告示以降、留学告示別表第1の1又は1の2に掲載された時から変更がない。
- 校地、校舎は留学告示別表第1の1又は1の2に掲載された時から変更がない。
- 学則は、留学告示別表第1の1又は1の2に掲載された時から変更がない。  
※変更があった場合は基準適合性を確認し、地方入国管理局及び（一財）日本語教育振興協会に届け出ること。
- 校長、教員及び事務局の事務を統括する職員は、告示基準第1条第1項第4号イからフに該当していない。
- 教育課程は告示基準第1条第1項第6号に適合している。

コース名	定員	週授業時数	授業時間数	入学時期	修業期間

※ 1単位時間：\_\_\_分

※ 1・3部制をとる学科（コース）はその名称の後に1部制は★印、3部制は▲印を付すこと。（例：進学コース★）

※ 6以上のコースを設置している場合は行を挿入し、対象コース全てについて記入すること。

- 定員管理を適正に行っている。
- ◇総定員：\_\_\_\_\_人    ◇同時に授業を行う最大生徒数：\_\_\_\_\_人（2・3部制の場合記入）
- ◇在籍数：\_\_\_\_\_人    ◇定員充足率：\_\_\_\_\_％
- ◇設置クラス総数：\_\_\_\_\_クラス    ◇クラス定員：最大\_\_\_\_\_人，最小\_\_\_\_\_人

※ 在籍数÷設置クラス数の値が20を上回っていないことを確認。

※ 専修学校の場合は告示基準対象コースのみ記入すること。

- 校長、教員、事務職員は告示基準第1条第1項第10号から16号にそれぞれ適合している。

教員数（注）：\_\_\_\_\_人（専任教員数\_\_\_\_\_人，非常勤教員数\_\_\_\_\_人）

生活指導担当者数：\_\_\_\_\_人（教員\_\_\_\_\_人，事務職員\_\_\_\_\_人）

注）授業を担当しない校長は含めないこと。



- 教員数の資格別一覧

	教員資格（告示基準第1条第1項第13号）					計
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
専任						
非常勤						
計						

※ ニにおける教員資格については、2017年4月1日以降に受講を開始した者は、文化庁国語課に届け出受理された日本語教員養成研修を修了した教員であることを確認すること。

※ 教員については詳細を別紙により一覧表を作成しておくことが望ましい。

なお、別紙一覧表の代わりに、教員に変更があったとき地方入国管理局へ届け出た教員一覧表等の提出でもかまいません。

- 施設、設備は告示基準第1条第1項第25号から第29号に適合している。

教室番号	面積	収容定員	面積/定員	教室番号	面積	収容定員	面積/定員
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
教員室		----	----	事務室		----	----
図書室		----	----	保健室		----	----

※ 教室については、面積/定員が1.5以上であることを確認。

※ 教室数9以上の場合は行を加え、全ての教室を記入し確認すること。

◇備えている視聴覚教育機器：\_\_\_\_\_台 学生用図書：\_\_\_\_\_冊

- 入学希望者に対して提供している情報（告示基準第1条第1項第31号適合の確認）
- 教育課程の種類及び内容
- 入学金、授業料、教材費その他名目のいかなを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件
- 校舎の所在地、概要及び立地条件
- 沿革及び実績
- 設置者及び校長の概要
- 入学の条件及び入学者の選考方法
- 寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料
- 在籍中の就労は、原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間）の範囲内で、地方入国管理局長の許可を受けた場合に限り許されること。
- 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項



